

広島県では、新型コロナウイルス感染症に伴う移動自粛が緩和されている現状を踏まえ、観光に対する「安心・安全」を確保しつつ、県内・近隣県・全国へ段階的に対象エリアを拡大して誘客を促進することで、厳しい経営環境にある観光関連事業者様を支援することを目的として、旅行会社様が「旅行割引プラン」を造成する場合に、割引相当額を補助金の額の範囲内で補助する事業を近く開始する予定です。

現時点での制度の概要をお知らせいたしますので、利用をご検討くださいますよう、お願いいたします。
 なお、本事業は、令和2年6月定例会において補正予算が可決された場合に実施します。

補助対象者

旅行業法第3条の登録を受けた者のうち、第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業

補助金の対象となる事業等

広島県の交付決定を受けて、旅行会社様が造成する広島県内旅行割引プラン（宿泊・日帰り）の旅行代金割引相当額を補助金の範囲内で補助します。

- ・日帰り旅行：広島県内の観光地に1か所以上の立寄りがある（観光・食事など）こと
- ・宿泊を伴う旅行：広島県内の宿泊施設に1泊以上の宿泊があること
- ・募集型企画旅行商品、受注型企画旅行商品、手配旅行を対象とします。

なお、手配旅行には、別に創設を予定している「広島県宿泊事業者支援事業補助金」との併用はできませんのでご注意ください。

旅行催行期間	補助金交付の対象事業
令和2年7月上旬（交付決定日） ～令和3年2月28日（日）	広島県内在住の旅行者に限定し 広島県内を出発地とする広島県内旅行割引プランの造成
令和2年8月1日（土） ～令和3年2月28日（日）	中国地方5県および愛媛県在住の旅行者に限定し 中国地方5県および愛媛県を出発地とする広島県内旅行割引プランの造成
令和2年10月1日（木） ～令和3年2月28日（日）	旅行参加者は日本国内の在住地域を限定しない 日本各地を出発地とする広島県内旅行割引プランの造成

※既に商品化されている旅行プランの割引も可能ですが、体験プログラム・飲食・お土産等を組み合わせた新しい旅行割引プランの造成にもご協力ください。

※新型コロナウイルスの感染状況等によって、期日及び地域は変更となる場合があります。

補助金の額

割引前の旅行プランの販売額（税込み）	補助金の額 （1人当たりの旅行割引プランの割引相当額）
10,000円未満	2,500円
10,000円以上～20,000円未満	5,000円
20,000円以上～30,000円未満	10,000円
30,000円以上	15,000円
補助上限額等	補助金の額を予め割当てる予定です。（割当額上限に達した場合、終了します）

※補助金の対象となる事業、補助金の額等は変更となる場合があります。